

中華人民共和国主席令 第 44 号

2005 年 10 月 27 日

「『中華人民共和国個人所得税法』改正についての全国人民代表大会常務委員会の決定」は既に 2005 年 10 月 27 日に中華人民共和国第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 18 回会議で可決されたので、ここに公布し、2006 年 1 月 1 日から施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤

2005 年 10 月 27 日

中華人民共和国個人所得税法

(1980 年 9 月 10 日第 5 期全国人民代表大会第 3 回会議で採択、1993 年 10 月 31 日第 8 期全国人民代表大会常務委員会第 4 回会議の「『中華人民共和国個人所得税法』改正についての決定」に基づき第一次改正、1999 年 8 月 30 日第 9 期全国人民代表大会常務委員会第 11 回会議の「『中華人民共和国個人所得税法』改正についての決定」に基づき第二次改正、2005 年 10 月 27 日第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 18 回会議の「『中華人民共和国個人所得税法』改正についての決定」に基づき第三次改正)

第一条 中国国内(「境内」)に住所を有するか、または住所を有せず国内に満一年居住する個人が、中国国内及び国外で取得した所得について、本法の定めに基づき個人所得税を納めるものとする。

中国国内に住所を有せず、かつ居住していない、または住所を有せず、国内での居住が一年未満の個人が、中国国内で取得した所得については、本法の定めに基づき個人所得税を納めるものとする。

第二条 次に掲げる個人所得については、個人所得税を納めなければならない。

- 一．賃金・給与所得。
- 二．個人経営工商業者の生産、経営所得。
- 三．企業・事業体の請負経営、リース経営による所得。
- 四．労務報酬所得。
- 五．原稿料所得。
- 六．工業所有権使用料所得。
- 七．利子、配当、割増配当所得。

- 八．財産賃貸料所得。
- 九．財産譲渡所得。
- 十．一時所得。
- 十一．国務院財政部門が課税を定めたその他の所得。

第三条 個人所得税の税率は次のとおり。

- 一．賃金・給与所得については、超過累進税率を適用し、税率は5%から45%とする（税率表は後掲）。
- 二．個人経営工商業者の生産、経営所得及び企業・事業体の請負経営・リース経営による所得については、5%から35%の超過累進税率を適用する（税率表は後掲）。
- 三．原稿料所得については、比例税率を適用し、税率は20%とし、かつ課税額の30%を減額する。
- 四．労務報酬所得については、比例税率を適用し、税率は20%とする。労務報酬所得で一回の収入が著しく高い場合は、割増徴収を行うことができ、具体的方法は国務院が規定する。
- 五．工業所有権使用料所得、利子・配当・割増配当所得、財産賃貸料所得、財産譲渡所得、一時所得及びその他所得については、比例税率を適用し、税率は20%とする。

第四条 次に掲げる個人所得については、個人所得税を免除する。

- 一．省級人民政府、国務院部・委員会及び中国人民解放軍の軍級以上の機関、及び外国組織、国際組織が交付する科学・教育・技術・文化・衛生・体育・環境保護等の分野の奨励金。
- 二．国債及び国が発行する金融債券の利子。
- 三．国の統一規定に基づいて支給される補助金、手当。
- 四．福利費、遺族手当、救済金。
- 五．保険の賠償金。
- 六．軍人の除隊手当、復員手当。
- 七．国の統一規定に基づいて発給する幹部、勤労者の転勤引越手当、退職金、退職後給与、離職後給与、離職後生活補助金。
- 八．わが国の関係の法律の定めに基づき免税とされている各国駐中国大使館、領事館の外交代表、領事官員及びその他の人員の所得。
- 九．中国政府が参加している国際条約、締結している協定の中で免税と定められている所得。
- 十．国務院財政部門が免税を認可している所得。

第五条 次の状況のいずれかに該当する場合は、認可を経て個人所得税を減額徴収することができる。

- 一．身体障害者、身寄りのない老人、革命烈士遺族の所得。
- 二．大きな自然災害により重大な損害を受けた場合。
- 三．その他の国務院財政部門が減額徴収を認可した場合。

第六条 課税所得額の計算は次のとおり。

一．賃金・給与所得は、毎月の収入額から経費として 1600 元を差し引いた残額を、課税所得額とする。

二．個人経営工商業者の生産・経営所得については、毎納税年度の収入総額について、原価、経費及び損失を控除した残額を、課税所得額とする。

三．企業・事業体の請負経営、リース経営の所得については、毎納税年度の収入総額から必要経費を控除した残額を、課税所得額とする。

四．労務報酬所得、原稿料所得、工業所有権使用料所得、財産賃貸料所得については、毎回の収入が 4,000 元を超えない場合は、経費として 800 元を差し引き、4,000 元以上の場合は、20%を経費としてさしひき、その残額を課税所得額とする。

五．財産譲渡所得については、財産譲渡による収入額から財産原価と合理的経費を差し引いた残額を、課税所得額とする。

六．利子、配当、割増配当所得、一時所得及びその他の所得については、毎回の収入額を課税所得額とする。

個人がその所得を教育事業とその他の公益事業に寄付した部分については、国務院の関連規定により課税所得から控除する。

中国国内に住所を有さず、中国国内で取得した賃金・給与所得の納税義務者、及び中国国内に住所を有し、かつ中国国外において取得した賃金・給与所得の納税義務者については、その平均収入水準、生活水準および為替レートの変動状況に基づいて、経費追加控除を定めることができ、経費追加控除を適用する範囲と基準は、国務院が定める。

第七条 納税義務者が中国国外で取得した所得については、その課税額から、既に国外において納付した個人所得税額を控除することが認められる。ただし、控除額は当該納税義務者の国外所得について本法の定めに基づいて計算した要納税額を超えてはならない。

第八条 個人所得税は、所得者を納税義務者とし、所得を支払う事業所または個人を源泉徴収義務者とする。個人所得が国務院の定めた額を超える者、二箇所以上から賃金・給与所得を得ている者、または源泉徴収義務者が無い者について、及び国務院が定めるその他の情況に該当するときは、納税義務者は国の定めに基づき納税申告をしなければならない。源泉徴収義務者は国の定めに基づき全員、全額について源泉徴収し申告しなければならない。

い。

第九条 源泉徴収義務者が毎月源泉徴収した税、自己申告納税者が毎月納付すべき税は、いずれも翌月の 7 日までに国庫に納付し、税務機関に納税申告書を提出しなければならない。

賃金・給与所得について納税すべき税は、月ごとに計算し課税し、源泉徴収義務者または納税義務者は翌月の 7 日までに国庫に納付し、税務機関に納税申告書を提出しなければならない。特定業種の賃金・給与所得について納付すべき税は、年間で計算し月ごとに分けて予納する方式で計算納付することができ、その具体的方法は国务院が定める。

個人経営工商業者の生産・経営所得についての要納税額は、年間で計算し、月ごとに分けて予納し、納税義務者が翌月の 7 日までに予納し、年度終了後三カ月以内に合算清算納付を行い、多ければ還付し少なければ追加納付するものとする。

企業・事業体の請負経営・リース経営の所得の課税額については、年間で計算し、納税義務者が年度終了後 30 日以内に国庫に納入し、また税務機関に納税申告書を提出しなければならない。納税義務者が 1 年以内に、複数回に分けて取得した請負経営、リース経営所得については、毎回の所得を取得した後 7 日以内に予納しなければならず、年度終了後 3 カ月以内に合算清算納付をし、多ければ還付し少なければ追加納付する。

中国国外で取得した所得の納税義務者は、年度終了後 30 日以内に、納付すべき税額を国庫に納入し、税務機関に納税申告書を提出しなければならない。

第十条 各種所得の計算は、人民幣を単位とする。所得が外国通貨の場合は、国の外国為替管理機関が定める外国為替レートにより人民幣に換算して、税額を納付する。

第十一条 源泉徴収義務者に対しては、源泉徴収税額の 2% を手数料として支払う。

第十二条 貯蓄預金利子についての個人所得税の徴収開始時期及び徴収方法は国务院が定める。

第十三条 個人所得税の徴収管理は、「中華人民共和国租税徴収管理法」の規定に基づいて執行する。

第十三条 国务院は本法に基づいて実施条例を制定する。

第十四条 本法は公布の日から施行する。

個人所得税税率表（一）

（賃金・給与所得に適用）

等級 全月の課税所得額 税率（％）

- 1 1500 元まで 5
- 2 1500 元超 2,000 元までの部分 10
- 3 2,000 元超 5,000 元までの部分 15
- 4 5,000 元超 20,000 元までの部分 20
- 5 20,000 元超 40,000 元までの部分 25
- 6 40,000 元超 60,000 元までの部分 30
- 7 60,000 元超 80,000 元までの部分 35
- 8 80,000 元超 100,000 元までの部分 40
- 9 100,000 元を超える部分 45

（注：本表にいう全月の課税所得とは、本法第 6 条の定めに基づき、毎月の収入額から 1600 元の経費を差し引いた後の残額、または経費追加控除を差し引いた後の残額を指す。）

個人所得税税率表（二）

（個人経営商工業者の生産、経営所得と企業・事業機関の請負経営、リース経営に対する所得に適用する）

等級 全年の課税所得額 税率（％）

- 1 5,000 元を超えない部分 5
- 2 5,000 元超 10,000 元までの部分 10
- 3 10,000 元超 30,000 元までの部分 20
- 4 30,000 元超 50,000 元までの部分 30
- 5 50,000 元を超える部分 35

（注：本表にいう全年の課税所得とは、本法第 6 条の定めに基づき、1 納税年度ごとに、収入総額から、原価、経費及び損失を差し引いた後の残額を指す。）